（前のページより続き）

労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
最低工賃の改正決定に関する公示（高知労働局最低工賃公示一）

〔公　告〕

諸事項
官庁
適格機関投資家、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、特定保険募集人の所在の確知等、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

裁判官の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

最高裁判所

裁判官の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

裁判官の地域手当に関する規則（昭和四十二年最高裁判所規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する地域手当の支給に当たっては、地域手当の額から、当該裁判官の報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）に対する地域手当の月額に裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十六条第一項各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

4　前項の規定により地域手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第五号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この条において同じ」を「この条及び附則第六項において同じ」に改める。

附則に次の三項を加える。

5　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）においては、裁判官に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、当該裁判官が受けるべき期末手当の額に百分の九・七七（報酬法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる裁判官にあっては、当該各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

6　特例期間においては、裁判官に対する勤勉手当の支給に当たっては、勤勉手当の額から、当該裁判官が受けるべき勤勉手当の額に百分の九・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

7　前二項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成二十四年六月に支給する期末手当の額は、裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十三年四月一日（同月二日から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第二条に定める三号から十二号までの報酬を受ける判事補若しくは同条に定める八号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定の適用を受けない裁判官に限る。）からこれらの裁判官以外の裁判官（以下この項において「改定対象裁判官」という。）となった者（同月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。）にあっては、その改定対象裁判官となった日）において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成二十三年六月一日において改定対象裁判官であった者（任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において改定対象裁判官であった者（任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

3　平成二十三年四月一日から平成二十四年六月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

最高裁判所長官　竹﨑　博允